

おきなわ工芸の杜
指定管理者募集要項

令和6年8月

沖縄県商工労働部
ものづくり振興課

おきなわ工芸の杜の指定管理者募集要項 目次

1 募集の目的	2 頁
2 指定期間	2 頁
3 施設の概要	2 頁
4 管理運営の基本的な考え方	3 頁
5 指定管理者の業務	3 頁
6 自主事業	4 頁
7 管理運営の基準	4 頁
8 施設利用料の取り扱い、施設管理に要する経費等	6 頁
9 応募資格要件	7 頁
10 指定管理者選定スケジュール	8 頁
11 募集要項の配布・現地説明会等について	8 頁
12 申請の手続き	10 頁
13 選定及び審査基準	11 頁
14 協定の締結	13 頁
15 指定管理者の留意事項	15 頁
16 県と指定管理者の責任分担	15 頁
17 指定管理者の取消等	16 頁
18 業務の引継	16 頁
19 問い合わせ先	16 頁
別表 1 県と指定管理者の業務区分	17 頁
別表 2 県と指定管理者のリスク分担	18 頁
別表 3 審査表	19 頁

おきなわ工芸の杜指定管理者募集要項

沖縄県は、おきなわ工芸の杜（以下、「工芸の杜」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びおきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第30号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和6年度で満了することに伴い、次期指定期間の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。

3 施設の概要

(1) 施設の名称

おきなわ工芸の杜

(2) 施設の所在地

沖縄県豊見城市字豊見城 1114 番 1

(3) 施設目的

本県において工芸品を生産する産業（以下「工芸産業」という。）を担う人材を支援し、及び工芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資することを目的とします。

(4) 施設の規模等

① 敷地面積：9,787.51 m²（うち268.10 m²借地）

② 建築面積：4,822.91 m²

③ 延床面積：9,162.08 m²（うち県工芸振興センターの延床面積724.24 m²）

④ 構造：鉄筋コンクリート造 地上3階

1階：共同工房（2室）、駐車場

2階：エントランスホール、展示室、貸し工房（16室）、体験工房（5室）、共同工房（4室）、洗い場、多目的室（3室）、工芸ストリート、工芸ヴィレッジ

3階：貸し工房（2室）、県工芸振興センター（行政施設）

(5) 開館時間、休館日

① 開館時間：午前9時から午後6時まで

② 休館日：次に掲げる日を休館日とする。

ア 毎週月曜日

イ 12月30日から翌日の1月3日までの日

ただし、知事の承認を得て、開館時間、休館日を臨時に変更することができます。

4 管理運営の基本的な考え方

- (1) 施設の使用許可等「公の施設」の管理に関する権限を指定管理者に委任して管理を行っていただくことから、利用の平等性、公平性、適正なサービス、守秘義務の確保等を含め、これまで地方公共団体が果たしてきた義務や責任を指定管理者においても同様に果たしていただく必要があります。
- (2) 上記「3施設の概要」を踏まえ、おきなわ工芸の杜の利用促進・活性化を図るとともに、設置目的に沿った効果的・効率的な管理運営に努めるものとします。
- (3) 指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理運営費の節減に努めるものとします。
- (4) 指定管理者においては、施設の現状を正確に把握し、施設の維持・修繕等の業務を適正かつ効率的に実施していく必要があります。特に共同工房や体験工房の機械器具等についてはメンテナンスを怠らず、常に最良の状態を保っていただきます。
- (5) 事故等を未然に防ぎ、災害や緊急時の連絡体制、救助等の適切な職員配置体制をとるものとします。

5 指定管理者の業務

指定管理者は次の業務を行うものとします。業務の詳細内容については別紙の「おきなわ工芸の杜管理運営仕様書」「おきなわの杜指定管理業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりです。

(1) 工芸の杜の設置の目的を達するために必要な業務

- ① 工芸品及び施設の情報発信
- ② 工芸産業を担う人材の支援
- ③ 工芸従事者、工芸関連団体及び事業者、異業種分野、県民等の交流促進
- ④ 工芸関係の情報収集、施設の利用促進

(2) 工芸の杜の利用の許可等に関する業務

- ① 利用の受付
- ② 利用の許可及び許可の取消等
- ③ 利用にあたっての説明、案内、支援等
- ④ 利用料金の徴収及び減免等
- ⑤ 原状回復命令等

(3) 工芸の杜の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

- ① 安全面、衛生面、機能面の維持管理
- ② 小規模修繕業務（1件20万円以下（消費税込み））
- ③ 建築物及び附属設備の保守点検業務
- ④ 備品の管理
- ⑤ 施設の警備業務
- ⑥ 産業廃棄物処理業務
- ⑦ 防犯・防災業務

(4) 工芸機器等の操作指導及び保守管理に関する業務

- ① 機器利用者への操作方法指導及び安全確認
- ② 機器の保守管理

(5) 貸し工房に関する業務

- ① 入居者の募集、審査、許可
- ② 利用料金及び光熱水費の徴収
- ③ 入居者等の経営支援等
- ④ 貸し工房入居者間の交流（定期的な交流会の開催等）
- ⑤ 工房運営や商品開発等の支援策、展示会等イベントなどの情報収集、貸し工房入居者への提供

- ⑥ 商品開発、事業化及びその他経営等の相談
 - ⑦ 事業進捗及び収支状況の確認、支援
- (6) 体験工房に関する業務
- ① 入居者の募集、審査、許可
 - ② 利用料金及び光熱水費の徴収
 - ③ 入居者と連携した施設利用者への対応
- (7) 工芸の杜の管理運営に関し、その他必要な業務
- ① 業務記録、事業報告書の提出
 - ② 連絡調整会議
 - ③ 危機管理に関する業務
 - ④ 業務の円滑な引き継ぎ
 - ⑤ その他必要な業務

6 自主事業

- (1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、工芸の杜の利用促進・活性化に資する事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。
- (2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。
- (3) 自主事業の実施に当たっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。
- (4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と指定管理者との間で締結する協定（以下、「協定」という。）を締結する際にあらためて協議するものとします。なお、自主事業を提案する場合は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。
- (5) 自主事業の提案について、指定管理者候補者選定の際の評価対象とします。
- (6) 自主事業の提案に当たっては、下記の点に留意してください。
 - ① 工芸の杜の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - ② 指定管理業務に支障を与えるものではないこと。
 - ③ 自主事業は、工芸の杜が交流の拠点となるような事業、工芸産業発展に寄与する事業または利用者へのサービスの向上、施設全体の効用を高める事業を行う必要があります。
 - ④ 公共性の確保が図られていること。
 - ⑤ 入居者等の事業の不利益とならないこと。
- (7) 自主事業実施にあたって県有施設を使用する場合は、原則、県への使用料支払が必要となります。（共同販売所・休憩スペースは使用料支払いが必要です。）
- (8) 共同販売所・休憩スペースについては、工芸の杜を運営していくうえで欠かせない施設であることから、工芸の杜の事業活動と連動した運営を行うこと。指定管理者として自らが実施するかも含めて具体的な運営について、提出書類「事業計画書」において考え方を示してください。

7 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び別紙「仕様書」に従い、おきなわ工芸の杜の管理業務を実施します。

- (1) 関係法令等の遵守
 - ① 地方自治法、同施行令、同施行規則
 - ② おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例、同施行規則
 - ③ 施設の維持管理に関する法令
 - ・建築基準法（建築設備の定期点検等）
 - ・電気事業法（技術基準の維持）

- ・消防法（消防計画の提出等）
- ・水道法その他施設・設備の維持管理、保守点検に関する法令
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行条例
- ⑥ その他工芸の杜を管理するための業務に関連する関係法令等

（２） 沖縄県行政手続条例の適用

指定管理者は、沖縄県行政手続条例（平成7年条例第28号）第2条第1項第3号に規定する「行政庁」に該当するため、処分等の手続きは同条例の規定に基づいて行わなければなりません。

（３） 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になる恐れがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置（利用の承認をしない、または利用の承認の取り消すこと）を講じてください。

（４） 業務執行体制

① 文書取扱規程の整備

指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書の管理について、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、規程等を定めるものとします。

② 情報公開規定の整備

指定管理者は、業務実施にあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

③ 手続規程等の整備

指定管理者は、使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程等を定め、適正な執行体制を確保するものとします。また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同法第67条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同法第176条及び第180条に基づく罰則規定があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑥ 区分経理・会計体制の確立

指定管理者は、会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行わなければなりません。また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

⑦ 業務委託の制限

指定管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

業務を第三者に委託する場合には、その内容について、あらかじめ県の承認を得なければなりません。

せん。

【委託できる業務の例示】

- ・ 清掃業務
- ・ 建築物及び各種設備機器の保守管理点検業務
- ・ 産業廃棄物処理業務
- ・ 警備業務

⑧ 安全管理の徹底

指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合は、速やかに必要な対策を取り、県に報告を行わなければなりません。

⑨ 他施設の指定管理協定の締結の有無（該当有の場合、管理職員の兼務状況等）

他施設も含めた企業・団体全体の体制図を提出すること。他施設の指定管理において管理職員が兼務となっている場合、適切に管理運営ができるか審査を行います。

(5) 業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。

なお、仕様書別紙「管理物品一覧表」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

指定期間中に、上記貸与物品の劣化による更新等で新たな物品が必要となった場合は、県が直接調達又は県が指定管理者に指示し調達させることとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとします。

また、施設の集客力向上、サービス向上等のために指定管理者が購入する物品について、当該物品は指定管理者に帰属するものとします。ただし、指定管理料により購入する備品については、県の所有に帰属します。これらの物品の購入を実施する場合には、事前に県と協議を行ってください。

(6) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え賠償責任保険に加入するものとします。

(7) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者である県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

(8) 特記事項

共同販売所・休憩スペース及び自動販売機事業者が独占的に使用する部分などについては、別途、行政財産の目的外使用許可を行っています。

目的外使用許可については県が手続きを行います。目的外使用許可に係る使用料は県の収入となります。

8 施設利用料の取り扱い、施設管理に要する経費等

(1) 施設利用料の取扱い

① 利用料金制の採用

工芸の杜においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び条例第 16 条の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。施設使用料は、指定管理者の収入とします。

② 利用料金の額

条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、条例別表に定める基準額に 100 分の 70 を乗じて得た額から当該基準額に 100 分の 130 を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定しま

す。利用料金収入は工芸の杜を利用する日の属する年度の収入とします。

なお、本条例については、今年度の一部改正を予定しています。改正案については、後日、沖縄県（公募・入札発注情報）ホームページにて掲載します。

（２）施設管理に要する経費等

- ① 県は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払います。

会計年度（４月１日から翌３月３１日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めず。

- ② 指定管理料は次の額を上限とします。県が支出する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案してください。

収支計画書に記入された３年間の指定管理料の合計が上限額の合計（194,796千円）を上回る金額であった場合は、失格とします。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）66,959,000円

令和８年度（令和８年４月１日～令和９年３月３１日）63,819,000円

令和９年度（令和９年４月１日～令和10年３月３１日）64,018,000円

合 計 194,796,000円

- ③ 指定管理料は、利用料の減免を行った場合でも、その分の補填は行いません。

- ④ 災害時等の特別な場合を除き、増額は行わないので、事業計画書を作成の際には注意してください。

（３）会計の区分

おきなわ工芸の杜の管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

９ 応募資格要件

（ア）応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 法人、その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有すること（共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。）。
※主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。
- ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ④ 指定管理期間中に、解散・廃止の恐れがないこと。
- ⑤ 施設管理の総括責任者を専任で配置できること。

（２）欠格条項

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。仮に、申請が受け付けられた場合でも、申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている法人等
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人等

- ④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をした場合
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があった場合

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体で応募する際には、次に掲げる事項に注意してください。

- ① 代表者又は代表となる団体を決定すること。
- ② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。
- ③ 各構成員が応募資格を満たすこと。
- ④ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできない。

10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールのとおり実施する予定です。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 募集要項等の公表 | 令和6年8月26日（月） |
| ② 指定管理者募集に係る現地説明会 | 令和6年9月17日（火） |
| ③ 公募に関する質問の受付期限 | 令和6年9月25日（水） |
| ④ 質問の回答期限 | 令和6年10月4日（金） |
| ⑤ 申請書類等の提出期限 | 令和6年10月24日（木） |
| ⑥ 指定管理者制度運用委員会による審査 | 令和6年10月下旬～11月上旬 |
| ⑦ 選定結果の公表 | 令和6年11月中旬 |
| ⑧ 県議会への指定管理者指定議案の上程 | 令和6年11月定例会予定 |
| ⑨ 指定管理者の指定 | 令和6年12月下旬 |
| ⑩ 指定管理者との協定締結 | 令和7年3月中旬 |
| ⑪ 業務開始 | 令和7年4月1日（火） |

11 募集要項の配布・現地説明会等について

(1) 配布期間

配布期間	令和6年8月26日（月）から10月24日（木）まで
------	---------------------------

(2) 配布場所

配布書類	配布場所
募集要項 申請様式集 業務仕様書 管理運営仕様書 その他参考資料 (条例、施行規則、概要、備品リスト等)	・沖縄県商工労働部ものづくり振興課（沖縄県庁 8階）又は 沖縄県（公募・入札発注情報）ホームページにて様式をダウンロード 【ホームページアドレス】 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025065/1026026/1030681.html
参考資料	・沖縄県商工労働部ものづくり振興課（沖縄県庁 8階）

※窓口での配布は、土曜・日曜・祝祭日を除く、午前9時から午後5時までです。

(3) 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間

令和6年9月9日（月）から9月30日（月）まで。ただし、土曜・日曜・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 閲覧場所

沖縄県商工労働部ものづくり振興課（沖縄県庁 8階）

ウ 閲覧申込

事前にものづくり振興課（098-866-2337）まで申し込んでください。

(4) 現地説明会の開催

現地説明会を下記のとおり実施します。下記の現地説明会以外の日時における施設の見学の希望は業務に支障があるため、受け付けすることができません。説明会当日には、事前に配布した募集要項等の資料を持参してください。

ア 開催日時

令和6年9月17日（火）午後1時30分から午後3時00分までを予定

イ 開催場所

おきなわ工芸の杜

ウ 申込み等

説明会への参加を希望する法人等は、現地説明会参加申込書（第9号様式）に必要事項を記載した用紙を作成し、令和6年9月11日（水）午後5時までに、19「問い合わせ先」まで、ファックスまたはメールによりお申し込みください。

参加人数は各団体ごと2名までとします。（共同企業体も1団体と見なします。）

(5) 募集要項等に関する質問及び質問に対する回答

応募者間の公平性及び正確性を確保するため、質問については下記の方法で行います。

○質問の受付期間及び質問に対する回答の期日

質問の受付期間	令和6年9月5日（木）から9月25日（水）午後5時まで（必着）
受付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・質問がある法人等は別添の質問票（第8号様式）を19「問い合わせ先」までファックスまたはメールにより提出してください。 ・電話、口頭等上記に記載する方法以外の方法による問合せには応じません。 ・質問票に記入漏れがある場合は質問を受け付けることができません。

質問に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・質問事項に対する回答は令和6年10月4日（金）までに沖縄県（公募・入札発注情報）ホームページ上にて回答します。 ・他の申請予定者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事項で、他の申請予定者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問に対しては、回答しません。 <p>【ホームページアドレス】 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025065/1026026/1030681.html</p>
----------	---

12 申請の手続き

(1) 申請書類の提出

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参してください。持参する際は、事前に電話連絡をお願いします。ただし、役員等名簿（第7号様式）は、受付期限内に19「問い合わせ先」までファックスまたはメールにより提出してください。

申請書等の受付期間	令和6年10月3日（木）～令和6年10月24日（木） ただし、役員等名簿（第7号様式）は令和6年10月3日（木）～10月16日（水）。 （土曜・日曜・祝祭日は除きます。）
イ 受付時間	午前9時から午後5時まで
ウ 受付場所	沖縄県商工労働部ものづくり振興課（沖縄県庁8階）

(2) 提出書類

書 類 名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書 ・団体概要書 ・共同企業体構成員表（複数の法人等で申請する場合に提出） ・共同企業体協定書 	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式
2 事業計画書	第6-1号様式 ～第6-10号様式
3 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3ヶ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去3ヵ年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 役員の名、住所、履歴及び生年月日を記載した書類（役員名簿等） オ 団体の組織図や業務執行体制が分かる書類 ※複数施設の指定管理者である場合又は複数施設の指定管理候補者とし	第7号様式

<p>て申請書を提出している場合は、管理する施設（予定を含む。）すべてを含む団体の組織図や業務執行体制が分かる書類</p> <p>カ 法人である団体にあつては、過去3ヵ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書及び沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目）</p> <p>キ 法人でない団体にあつては、過去3ヵ年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目）</p> <p>ク 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>※ 共同申請の場合は、各構成団体すべてにおいて、上記3の申請に関する添付書類をすべて提出して下さい。</p>	
--	--

（3）提出書類の様式、提出部数等

- ① 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4に統一して下さい。
提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ② 提出書類は、下欄にページ数を記載して下さい。
- ③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本10部（正本の複写可）とします。

（4）提出書類の著作権、情報公開

- ① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類は、個人情報保護に関する法律及び個人情報保護に関する法律施行条例の規定に基づき取り扱います。

（5）申請にあたっての留意事項

- ① 申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行って下さい。
- ② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
- ③ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ④ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。
- ⑤ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。
- ⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。
- ⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。
- ⑧ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

13 選定及び審査基準

（1）選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行います。

- ① 応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県商工労働部ものづくり振興課において、申請者の応募資格要件の適否審査を行ないます。資格を満たさない場合又は確認できない場合若しくは指定管理料の上限額を超過する場合又は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とします。

② 委員会による審査

「おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会」（以下「委員会」という。）が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（10月下旬～11月上旬に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定します。

なお、次の要件に1つでも該当した場合、失格とします。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

※委員会で指定管理者候補として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

（2）審査基準

次の4項目全てを評価する総合評価方式により選考します。審査表は別表3のとおりとします。

① 事業計画等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであるか。（条例第6条第1号）

【配点10点】

ア 管理運営方針

・管理運営方針について、施設の設置目的に合致し、かつ県民の公平な利用を確保できる内容となっているか

イ 公平な利用を図るための具体的方法

・公平な施設利用、利用料金の減免等の考え方となっているか、入居者の選考方針等は公平なものとなっているか

② 事業計画等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に発揮させ、効率的な管理がなされるものであるか。（条例第6条第2号）【配点40点】

ア 施設の利用促進を図るための具体的方法

・貸し工房及び体験工房入居率及び共同工房（機器含む）、多目的室、エントランスホール、企画展示室の利用促進の取組の提案があるか。その内容は効果的かつ適切か

・利用者を増やすためのイベント等（自主事業）の計画があるか

イ 入居者の支援

・貸し工房入居者への支援策は十分検討されているか

・年間の広報計画、空き室の公募や共同工房等の利用案内の方法の内容は適切か

ウ サービスの向上を図るための具体的方法

・利用者の意見や要望の反映、利用手続の簡便化などサービスの向上のための取組内容は適切か

・その他サービスを向上させるための実行可能な提案があるか

エ 工芸の杜の設置目的を達成するための自主事業の実施

・自主事業の展開について、施設の設置目的と一致し、施設の効用を最大限かつ効果的に発揮させる内容となっているか

オ 施設の維持管理の内容等

- ・清掃、警備、工芸機器、施設点検等は、仕様書の管理水準を維持できるか。
 - ・関連する法令等を遵守した施設の維持管理となっているか
- カ 管理にかかる経費の縮減効果
- ・収支の積算と事業計画の整合性は図られているか。また、コスト低減が期待でき、実現可能性はあるか
- ③ 事業計画等に沿った管理を安定して行うために必要な物的及び人的能力を有するものであるか。(条例第6条第3号) 【配点 30 点】
- ア 人員にかかる収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。また、実現性可能性はあるか
- イ 安定的な運営が可能となる人的能力
- ・施設の管理について、適切な資格や実績を持つ人員が配置できているか
 - ・施設の設置目的を達成するために必要な人員が配置できているか
 - ・労働条件の法令等は遵守できているか、職員の指導育成や研修等の資質向上に繋がる体制や計画は充分か
- ウ 維持管理業務、安全管理体制の構築、再委託業務の水準
- ・施設管理に関しての経験や知識があるか
 - ・事故防止などの安全管理対策及び急病、事故、災害発生時など緊急時の対応及び実施体制は十分なものとなっているか
 - ・再委託とする業務について、仕様書の管理水準を満たしているか
- エ 安定的な運営が可能となる財政的基盤
- ・指定管理業務を遂行できる経営状況にあるか。また、指定管理業務を継続していける財務状況にあるか
- ④ その他、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであるか。(条例第6条第4号) 【配点 20 点】
- ア 工芸産業を担う人材への支援、情報発信、作り手と使い手の交流促進
- ・工芸産業を担う人材への支援や、工芸品に関する情報発信、作り手と使い手の交流促進の実績や能力があるか
- イ その他、工芸産業振興のための取組
- ・工芸産業の振興を担う工芸産地組合を始めとする工芸関連団体、関係機関及び県内企業等との連携や取組の実績や能力があるか

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に通知するとともに、県ホームページで公表します。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結します。また、年度ごと(4月1日～翌年3月31日)に締結する「年度協定」を別途締結します。

ア 基本協定

定義	利用料金収入及び経費
総則	利用料金の決定及び見直し
目的	自主事業等業務

公共性及び民間業務の趣旨の尊重	業務不適正の場合の措置
本施設の概要	指定管理者の債務不履行による指定の取消し
指定管理者の義務	県の債務不履行による損害賠償
業務日程	基本協定終了に際しての処置
基本協定書の関係	終了手続の負担
年度別協定書	モニタリング等に関する手続
所有権	法令変更による通知及び協議
資金調達	法令変更による増加費用・損害の扱い
専念義務等	法令変更による指定の取消し等
改善努力	不可抗力による通知及び協議
土地・施設の使用	不可抗力による増加費用・損害の扱い
許認可、届出等	不可抗力による第三者に対する損害の扱い
管理運営業務	不可抗力による指定の取消し
保険の付保	権利・義務の譲渡の禁止
管理運営業務計画書	公租公課の負担
近隣への配慮	協議
業務の第三者による実施	事業報告書の提出
第三者に生じた損害	秘密保持
維持管理業務	個人情報の取り扱い
模様替え等に係る承諾	様式その他
附属設備等の更新	解釈
運営業務	準拠法
指定管理料の支払い	管轄裁判所
指定管理料の変更	

イ 年度協定

年度協定の目的

令和〇年度の業務内容

令和〇年度の指定管理料

疑義等の決定

(2) 協定締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を喪失したとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

(3) 施設管理開始までの留意事項

ア おきなわ工芸の杜の管理の引継ぎについては、協定締結後、随時行うものとします。なお、引継ぎにあたって必要な経費は、新たな指定管理者の負担とします。

イ 指定管理者による施設等の管理開始前に、現管理者がすでに受け付けている令和7年4月1日以降の利用の予約については、新たな指定管理者が引き継ぐものとします。管理者の変更により、利用申込者が不利益を被らないように配慮してください。

15 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」及び「指定管理者導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

(2) 指定管理業務及び自主事業に係る事業報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり、指定管理業務月報、事業計画書及び収支計算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

- ① 業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月 10 日
- ② 上半期報告書（4 月 1 日～9 月 30 日までの事業実績）・・・毎年 10 月 10 日
- ③ 年間事業計画書及び収支予算書(翌年度計画)・・・・・・・・・・毎年 3 月末
- ④ 年次報告書（10 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの事業実績）・・・毎年 4 月末
- ⑤その他県が必要と認める書類

(3) 指定管理業務等の評価

県は、指定管理業務に関して、基本協定書及び年度協定書（以下「協定書」という。）等に従って適切に管理運営を行っているかどうかについて、適時、関係書類の閲覧または提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、または調査に協力して下さい。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準（以下「要求水準」という。）に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。指示に従わず改善がみられない場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を行います。

①定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

②随時評価

県は、必要があると認めるときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、または施設内において指定管理業務の調査を行うことがあります。

(4) 監査

指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項、第 252 条の 42 第 1 項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成 11 年沖縄県条例第 2 号)に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなります。

16 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は別表 1、また、県と指定管理者のリスク分担は別表 2 のとおりとします。

ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

17 指定管理者の取消等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、指定管理者が共同企業体の場合で、指定管理者は、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、またはその恐れが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取り消し等

県は、次のいずれかに該当する場合、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 指定管理者の倒産または指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合。
- ② 社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合。
- ③ 指定管理期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合。
- ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が指示に従わなかった場合。

(4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 業務の引継

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引き継ぎに協力しなければなりません。

なお、引き継ぎに当たって必要な経費は、新たな指定管理者の負担とします。

また、現在、指定管理業務に従事している者について、安定的なサービスの提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

19 問い合わせ先

所 管： 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

所 在： 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

電子メールアドレス： aa055301@pref.okinawa.lg.jp

TEL： 098-866-2337

FAX： 098-866-2447

県と指定管理者の業務区分

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 維持管理	植栽管理	樹木、草地、芝生、花壇等の維持・育成		○
	工作物管理	園路、広場、管理施設及び機器（工芸振興センター所有の機器を除く）等の維持・小規模修理、自家用電気工作物に関する権限		○
	清掃	塵芥、便所等の清掃		○
	点検巡視	植物、工作物の点検巡視、建築物等の定期点検		○
	整備・改善	建築物等の新築、増築、大規模修繕	○	
施設の 運営管理	安全巡視	パトロール、不審者への対応、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、共同工房内機器の利用方法の指導、苦情対応、県民協働等		○
	展示	展示物の管理、問い合わせ対応、情報更新等		○
	貸し工房	入居者への支援、入居者間の交流等		○
	利用増進	広報、催事の実施、利用促進		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置 本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占用許可	○	
		有料施設の利用許可、利用料徴収		○
		利用許可の取消、原状回復命令		○

別表2

県と指定管理者のリスク分担

沖縄県と指定管理者の責任分担の考え方は、原則として次の表のとおりとします。
詳細については、別途「基本協定書」により、締結します。

事由	内容	区分	
		県	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更 (別途協議を必要とします。)	○	○
事業の中止・延期	沖縄県の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、自身、落盤、火災、騒乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの攻めにも期すことのできない自然災害又は人為災害)に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
書類の誤り	維持管理基準等、県が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
管理費上昇	管理費の増大		○
	急激な物価上昇	○	
施設、機器の修繕 (工芸振興センター所有の機器を除く)	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由によらない場合(小規模なもので、20万円未満の修繕費)		○
	上記以外の場合	○	
要求水準の未達	協定により定めた要求水準に不適合		○
施設の利用不能等による利用 料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な維持管理による利用者のけが等)		○
	上記以外の場合(別途協議を必要とします。)	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な管理運営により騒音・振動等の苦情等)		○
	上記以外の場合(別途協議を必要とします。)	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引き継ぎに要する費用		○

注1 ○が責任分担者である。

別表3

審査表

選定基準	審査項目	審査内容	様式	配点
①事業計画等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであるか。(条例第6条第1号)	ア 管理運営方針	・管理運営方針について、施設の設置目的に合致し、かつ県民の公平な利用を確保できる内容となっているか	様式6-5、様式6-6	5
	イ 平等な利用を図るための具体的方法	・公平な施設利用、利用料金の減免等の考え方となっているか、入居者の選考方針等は公平なものとなっているか		5
②事業計画等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に発揮させ、効率的な管理がなされるものであるか。(条例第6条第2号)	ア 施設の利用促進を図るための具体的方法	・貸し工房及び体験工房入居率及び共同工房(機器含む)、多目的室、エントランスホール、企画展示室の利用促進の取組の提案があるか。その内容は効果的かつ適切か ・利用者を増やすためのイベント等(自主事業)の計画があるか	様式6-6、様式6-7、 様式6-10	10
	イ 入居者の支援	・貸し工房入居者への支援策は充分検討されているか ・年間の広報計画、空き室の公募や共同工房等の利用案内の方法の内容は適切か	様式6-6、様式6-10	5
	ウ サービスの向上を図るための具体的方法	・利用者の意見や要望の反映、利用手続の簡便化などサービスの向上のための取組内容は適切か ・その他サービスを向上させるための実行可能な提案があるか	様式6-6、様式6-7、 様式6-10	5
	エ 工芸の杜の設置目的を達成するための自主事業の実施	・自主事業の展開について、施設の設置目的と一致し、施設の効用を最大限かつ効果的に発揮させる内容となっているか	様式6-4	5
	オ 施設の維持管理の内容等	・清掃、警備、工芸機器、施設点検等は、仕様書の管理水準を維持できるか ・関連する法令等を遵守した施設の維持管理となっているか	様式6-2、様式6-6、 様式6-8、様式6-9、 様式6-10	10
	カ 管理にかかる経費の縮減効果	・収支の積算と事業計画の整合性は図られているか。また、コスト低減が期待でき、実現可能性があるか	様式6-1、様式6-10	5
③事業計画等に沿った管理を安定して行うために必要な物的及び人的能力を有するものであるか。(条例第6条第3号)	ア 人員にかかる収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。また、実現性可能性はあるか	様式6-1、様式6-2、 様式6-3	5
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	・施設の管理について、適切な資格や実績を持つ人員が配置できているか ・施設の設置目的を達成するために必要な人員が配置できているか ・労働条件の法令等は遵守できているか、職員の指導育成や研修等の資質向上に繋がる体制や計画は充分か	様式6-2、様式6-3、 様式6-6、様式6-8、 様式6-9、様式6-10、	10
	ウ 維持管理業務、安全管理体制の構築、再委託業務の水準	・施設管理に関する経験や知識があるか ・事故防止などの安全管理対策及び急病、事故、災害発生時など緊急時の対応及び実施体制は十分なものとなっているか ・再委託とする業務について、仕様書の管理水準を満たしているか		10
	エ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	・指定管理業務を遂行できる経営状況にあるか。また、指定管理業務を継続していける財務状況にあるか	貸借対照表、収支(損益)決算書、財産目録	5
④その他、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであるか。(条例第6条第4号)	ア 工芸産業を担う人材への支援、情報発信、作り手と使い手の交流促進	・工芸産業を担う人材への支援や、工芸品に関する情報発信、作り手と使い手の交流促進の実績や能力があるか	様式3、様式6-2、 様式6-3、様式6-5、	10
	イ その他、工芸産業振興のための取組	・工芸産業振興を担う工芸産地組合を始めとする工芸関連団体、関係機関及び県内企業等との連携や取組の実績や能力があるか	様式3、様式6-2、 様式6-3、様式6-5、	10
合計点数				100